S－CDMA（1チャネル）の場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK、8QAM、16QAM、32QAM、64QAM、128QAM（TCM）	＋116dBμV
S－CDMA（2～4チャネル）の場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号1チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK、8QAM、16QAM、32QAM、64QAM、128QAM（TCM）	＋113dBμV

別表第四号　光伝送路インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末

伝送路速度	光出力
6.312Mb／s以下	－7dBm（平均レベル）以下
6.312Mb／sを超え155.52Mb／s以下	＋3dBm（平均レベル）以下
TTC標準 JT－G957（52Mb／s） 適用伝送路コード I－0	－11dBm（平均レベル）以下
TTC標準 JT－G957（52Mb／s） 適用伝送路コード L－0.1	＋3dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（155Mb／s） アプリケーションコード I－1，S－1.1，S－1.2	－8dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（155Mb／s） アプリケーションコード L－1.1，L－1.2，L－1.3	0dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（622Mb／s） アプリケーションコード I－4，S－4.1，S－4.2	－8dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（622Mb／s） アプリケーションコード L－4.1，L－4.2，L－4.3	＋2dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（2.488Gb／s） アプリケーションコード I－16	－3dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（2.488Gb／s） アプリケーションコード S－16.1，S－16.2	0dBm（平均レベル）以下
ITU－T勧告 G．957（2.488Gb／s） アプリケーションコード L－16.1，L－16.2，L－16.3	＋3dBm（平均レベル）以下
ISO標準8802－3 Section26 （100BASE－FX）	－14dBm（平均レベル）以下
ISO標準8802－3 Section38.3 （1000BASE－SX）	0dBm（平均レベル）以下
ISO標準8802－3 Section38.4 （1000BASE－LX）	－3dBm（平均レベル）以下
ATM－Forum af－phy－0062 （155Mb／s）	－14dBm（平均レベル）以下

別表第五号　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末

第1　無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

1　基本的機能

⑴　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。

⑵　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

⑶　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

2　発信時の制限機能

⑴　発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後2分以内にチャネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。

⑵　自動再発信（応答のない相手に対して引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、その回数は3回以下であること。なお、最初の発信から3分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。

⑶　⑵の規定は、火災、盗難その他の非常の場合には、適用しない。

3　送信タイミング

⑴　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。

⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は±1マイクロ秒の範囲であること。